

営農経済部からのお知らせ



田んぼに残る稲わらの腐熟を促進する為、石灰窒素を施用される方が多いと思います。

しかし、石灰窒素に含まれるシアナミド(農薬の成分)やアルカリ分は人体・動植物に影響を与えますので、今回は、石灰窒素の使用上の注意についてお知らせします。



営農経済課 TAC
藤井 拓也

- ① 散布する際、吸引や皮膚に付かないようマスク・手袋・ゴーグルを着ける。
- ② 皮膚に付着してしまうと、かぶれの原因となりますので作業後は体を洗い流し、洗眼・うがいを必ず行う。
- ③ 被服は作業後交換し、他のものと分けて洗濯する。
- ④ 石灰窒素を吸い込むと、酒類への耐性が弱くなるので、散布後24時間以内の飲酒は控える。
- ⑤ 周囲の状況を確認し、人や作物にかからないよう風向きを考慮して散布する。

石灰窒素の施用は稲わらの腐熟を促進するためには効果的ですが、その反面、使い方を間違えると健康被害だけでなく、隣接の作物にかかり作物に薬害が出て近隣トラブルになる場合もあります。以上のことを踏まえ、今後石灰窒素の使用にあたっては十分注意しましょう。

共済部からのお知らせ



事故で新車が大破してしまったとき・・・

そんなときは・・・ 買い替えて新車にまた乗り



車両新価保障特約

車両新価保障特約は自動車事故によってお車が修理不能となるなど損害を受けた場合に、車両共済金額ではなく、新車価格相当額を保障します。

例えば ① 車両共済金額：170万円
新車価格相当額：300万円のご契約で事故があり、お車が修理不能となったとき

いままでは

車両保障から170万円を受け取れます。

でも、同等クラスの新車へ買い替える場合、不足金額が・・・



300万円を受け取れます!!

同等クラスの新車への買い替えができます!!



特約を付加していれば

保障のイメージ

車両新価保障特約で新車価格との差額を保障



ご契約のお車の車両共済金額と新車価格相当額に差がない場合、お車の損害が全損となった場合に保障される額は同額となりますが、車両新価保障特約ではお車に所定の著しい損傷が生じ修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合も全損となるため、手厚い保障をうけることができます。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

【お問い合わせ】

詳しくは、JA 京都市の各窓口までお問い合わせください。

【19260010228】